

# 平成28年度軽自動車税の税率のお知らせ

平成26年度と平成27年度の税制改正により、平成28年度から軽自動車税の税率が変更になります。

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪、四輪の軽自動車の重課が導入されます。また、三輪、四輪の軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、グリーン化特例(軽課)を適用します。

## 二輪以下の軽自動車など

- ①対象…原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車
- ②変更の内容…現行税率から概ね50%増税  
※小型特殊自動車のその他(フォークリフトなど)については25%増税
- ③適用期間…抹消登録などにより課税対象とならなくなるまで

種 別		税率(年額)	
		平成27年度	平成28年度以後
原動機付自転車	1種(50cc以下のバイク)	1,000円	2,000円
	2種乙(90cc以下のバイク)	1,200円	2,000円
	2種甲(125cc以下のバイク)	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車など	二輪(125ccを超え250cc以下のバイク)	2,400円	3,600円
	ボートトレーラー	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるバイク	4,000円	6,000円

## 三輪以上の軽自動車

### ◆平成27年4月1日以後に新車登録をしたもの(環境負荷の小さい車両を除く)

- ①変更の内容…現行税率から概ね25%増税 ※四輪乗用(自家用)は50%増税
- ②適用期間…抹消登録などにより課税対象とならなくなるまで、または、新車登録から13年を超えるまで

### ◆新車登録から13年を超えるもの(平成28年度は、平成14年12月以前の登録が対象)

- ①変更の内容…新税率から概ね20%増税(重課) ※電気軽自動車などの一部軽自動車は重課対象から除外
- ②適用期間…抹消登録などにより課税対象とならなくなるまで

種 別		税率(年額)			
		平成27年3月31日以前に新車登録をした車両	平成27年4月1日以後に新車登録をした車両	新車登録から13年以上経過した車両	
三輪以上の 軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

### ◆平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車登録をしたもの(環境負荷の小さい車両)

- ①変更の内容…排出ガス性能や燃費性能に応じて、新税率から概ね75%・50%・25%軽減(軽課)
- ②適用期間…平成28年度のみ

種 別		税率(年額) 平成28年度のみ			
		約75%	約50%	約25%	
三輪以上の 軽自動車	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	四輪貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

#### 適用条件

約75%…電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

約50%…乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

約25%…乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※約25%・50%は、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

【問合せ先】税務課 ☎388-1112